

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレイ系の補給水供給元弁の弁操作ハンドル押さえナットの紛失が認められたため、当該ナットを取付け	GⅢ	
2	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置ポンプ室外部補修工事に伴う路面コンクリートのハツリ作業において、埋設接地線の一部を損傷させたことが認められたため、当該接地線を修理	GⅢ	
3	3号機	第24回定検工事完了に伴う検収処理後の確認において、過去の改造等で撤去済みの計器及び機器の点検・手入りを重複して調達要求した結果、工事費用の過払いが発生していたことが認められたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
4	5号機	制御棒駆動機構自動交換装置の点検において、同装置の構成機器である搬出用カートの駆動用空気供給配管に破損が認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
5	5号機	コントロール建屋換気空調系計算機室内空調機の点検において、外枠フレームのファン駆動用電動機架台取付部（1箇所）に割れが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	5号機	主蒸気系蒸気加減弁（No. 1～4）の点検において、弁リークオフ配管フランジ締付ボルトに折損及びナットの固着が認められたため、当該ボルト・ナット（計24組）を交換	GⅢ	
7	5号機	高圧注水系テスト可能逆止弁用バイパス絞り弁の定例作動試験において、弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉・全開時共にランプ不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを交換	GⅢ	
8	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）の駆動用電動機固定子冷却水系の洗浄操作において、現場設備と手順書・設備図面に記載されている弁番号の相違により、固定子冷却水系を純水にて洗浄するべきところ、原子炉水を浸入させたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
9	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A・B）の隔離操作において、各ポンプ入口弁を全閉操作する際、メカニカルシール水供給元弁を先に閉鎖すべきところ、操作手順を誤ってポンプ入口弁を先に全閉とし、メカニカルシール水供給配管の逃し安全弁（2台）を動作させたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
10	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）の点検において、乾燥空気の入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
11	その他	協力企業の作業員が放射線管理区域内で使用していたガンマ線及びベータ線用警報付個人線量計において、ベータ線の異常計数が認められたため、当該個人線量計を回収及び原因調査後、対応検討	GⅢ	